

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福島県報

## 目次

### 規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

### 告示

○地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定により関係市町村の人口を告示する件

○地方自治法施行令第百七十六条第一項の規定により郡の人口を告示する件

○騒音規制法に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件

○振動規制法に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件

○悪臭防止法に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件の一部を改正する件

○飲食営業等に伴って発生する騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域として指定する件の一部を改正する件

○民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件

○県営土地改良事業計画を変更した件

○車両制限令の規定により道路を指定する件の一部を改正する件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

### 公告

○農業振興地域として指定する件の一部を改正する件四件  
福島県教育委員会

○福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
福島県人事委員会

○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

### 正誤

○平成十七年十一月二十二日付け定

### 規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

#### 福島県規則第三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三福島協和信用組合の項を削り、同表会津商工信用組合の項中「大塚支店」の下に「会津坂下支店、新鶴支店、会津高田支店、塩川支店、会津本郷支店、中央通り支店、西会津支店、河東支店」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務領域総務予算グループ)

#### 福島県規則第四号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表一般国道一・二二号の項中

耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字松沢山国有林喜多方事業区六一林班ほ小班先  
(山形県境) 線接続点

加納村大字熱二・三・四番二道日中喜多方

を

喜多方市熱塩加納町熱塩字松沢山国有林喜多方事業区六一林班ほ小班先  
(山形県境)

喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山二・三・四番二六地先(県道日中喜多方線接続点)

に改め、

同表県道猪苗代塩川線の項中

耶麻郡塩川町字東栄町五丁目一番二六地先  
(国道二二二号交差点)

を

喜多方市塩川町字五丁目一番二六地  
(国道二二二号交

東栄町  
先  
差点)

に改め、同表県道日中喜多方線の項中

耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字西沢山二二三四番二六地先  
(国道二二二号接続点)

を

喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山二二三四番二六地先  
(国道二二二号接続点)

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市領域都市計画グループ)

福島県規則第五号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則(昭和四十七年福島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六号イ中「喜多方市」の下に「(熱塩加納町、山都町及び高郷町の区域を除く。)」を加え、同号中オを削り、カをオとし、キをカとし、同条第七号ウを同号エとし、同号イ中「耶麻郡熱塩加納村、同郡北塩原村」を「耶麻郡北塩原村」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 喜多方市熱塩加納町

第十九条第八号中「耶麻郡北塩原村大字大塩、同郡山都町、同郡西会津町、同郡高郷村並びに同郡猪苗代町大字若宮、大字蚕養及び字山神原」を「次に掲げる区域」に改め、同号に次のように加える。

ア 喜多方市山都町及び高郷町

イ 耶麻郡北塩原村大字大塩、同郡西会津町並びに同郡猪苗代町大字若宮、大字蚕養及び字山神原

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第十四号

平成十八年一月四日に喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町及び同郡高郷村を廃し、その区域をもって喜多方市を設置することに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定による喜多方市の人口は、五万六千三百九十五人である。

平成十八年一月四日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

(市町村領域広域行政グループ)

(建築領域建築指導グループ)

福島県告示第十五号

平成十八年一月四日に喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町及び同郡高郷村を廃し、その区域をもって喜多方市を設置することに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定による耶麻郡の人口は、三万二千六百六十六人である。

平成十八年一月四日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

(市町村領域広域行政グループ)

福島県告示第十六号

騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件(昭和五十四年福島県告示第二百七十五号)の一部を次のように改正する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ、福島県会津地方振興局及び喜多方市において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月四日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

別表喜多方市の部第一種区域の項中「第二種低層住居専用地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加え、同部第二種区域の項中「第二種住居地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加え、同部第三種区域の項中「準工業地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加え、同部第四種区域の項中「工業地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加える。

(環境保全領域大気環境グループ)

福島県告示第十七号

振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件(昭和五十四

年福島県告示第二百七十六号)の一部を次のように改正する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ、福島県会津地方振興局及び喜多方市において一般の縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

別表喜多方市の部第一種区域の項中「第二種住居地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加え、同部第二種区域の項中「工業地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加える。  
(環境保全領域大気環境グループ)

福島県告示第十八号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件(平成八年福島県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ、福島県会津地方振興局及び喜多方市において一般の縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

一の項「、耶麻郡塩川町」を削る。  
別表耶麻郡塩川町の項を削る。  
(環境保全領域大気環境グループ)

福島県告示第十九号

飲食営業等に伴って発生する騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する件(平成十七年福島県告示第四百三三号)の一部を次のように改正する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ、福島県会津地方振興局及び喜多方市において一般の縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

表喜多方市の部A区域の項中「第二種住居地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加え、同部B区域の項中「工業地域」の下に「(塩川町の区域を除く。)」を加える。  
(環境保全領域大気環境グループ)

福島県告示第二十号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件(昭和四十一年福島県告示第五百七十号)の一部を次のように改正する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

表喜多方市の部豊川方部民生委員協議会の区域の項の次に次のように加える。  
熱塩加納町民生委員協議会の区域

熱塩加納町

塩川町民生委員協議会の区域

塩川町

山都町民生委員協議会の区域

山都町

高郷町民生委員協議会の区域

高郷町

表耶麻郡の部熱塩加納村民生委員協議会の区域の項、塩川町民生委員協議会の区域の項、山都町民生委員協議会の区域の項及び高郷村民生委員協議会の区域の項を削る。  
(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、熊倉地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月五日から

同 月二十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

西白河郡西郷村役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第二十二号

車両制限令の規定により道路を指定する件(平成十年福島県告示第五百五十四号)の一部を次のように改正する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

一の表一般国道二二一号の項中「耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字大松沢山丙番外二番地先」を「喜多方市熱塩加納町熱塩字大松沢山丙番外二番地先」に、「同 郡同 村大字熱塩字西沢山丙二三四番一地先」を「同 市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二三四番一地先」に改め、同表県道日中喜多方線の項中「耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字西沢山丙二三四番一地先」を「喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二三四番一地先」に、「喜多方市松山町鳥見山字三百五十六七番一地先」を「同 市松山町鳥見山字三百五十六七番一地先」に改める。  
(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十七年十二月十三日次のとおり指定した。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

山内 勝司 大沼郡金山町大字 平成一七年一月一三日から 住所地に同じ

川口字森ノ上四七 平成二二年九月三〇日まで

三番地

(出納局総務管理グループ)

公 告

公告第五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件(昭和四十五年公告第六十六号)の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農林総務領域農地利用調整グループに備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

表耶麻郡塩川町の項を削る。

(農林総務領域農地利用調整グループ)

公告第六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件(昭和四十五年公告第三百六十五号)の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農林総務領域農地利用調整グループに備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年一月四日

福島県知事 佐藤 栄佐久

表喜多方市の項地域の欄を次のように改める。

喜多方市の区域のうち、次の一から三までに掲げる区域を除いた区域

- 一 上三宮町三谷字雨沼、同字松ノ沢、同字門前、同字芳ヶ沢、同字寺山、同字蛇喰、同字丸山平、同字久根沢、同字中丸、同字大沼出口、同字丸山、同字丸山曾根、同字大窪北、同字大窪、同字荷付場、同字北草井沢、同字柏葉峠、同字水林、同字羽黒山、同字嘉山、同字諏訪山、同字南松野沢、同字大平、同字

芦沢、同字大長嶺、同字館山、同字天王山及び同字三坂ノ下の区域

二 上三宮町吉川字相ノ沢、同字山ノ神、同字所窪、同字二本松、同字北山、同字南樟平、同字北樟平、同字館山、同字作道、同字惣社松及び同字鶴沼の区域

三 岩月町入田付字七曲、同字冷田ノ沢、同字長坂、同字畑、同字越戸、同字小女ヶ沢、同字大平口、同字小水甲賀、同字赤井畑、同字片平山、同字前坂、同字霧ヶ窪、同字銅屋沢、同字山藤六、同字寺ノ上、同字滝ノ上、同字沼ノ上、同字北ノ上、同字堤、同字水上、同字西原沢、同字大畑、同字口細沢、同字矢ノ目沢、同字古屋敷、同字石原沢、同字淡路小屋、同字松留、同字桂畑、同字持葉沢川東、同字円角沢、同字箱ノ倉、同字李平、同字大滝、同字小滝沢、同字坂本、同字大峠、同字惣社山、同字桜沢、同字霧ヶ窪山、同字中藤六、同字藤六入、同字沼尻前山、同字滝ノ上山、同字寺ノ上山、同字大桜、同字沼尻山、同字西館山、同字水上、同字袖原山、同字西原沢山、同字西原山、同字治郎取沢、同字塩ノ沢口、同字東沢、同字円角沢山、同字小滝沢山、同字李平山、同字大滝口山、同字萩平山、同字根小屋山、同字入水上、同字東ノ入、同字小峠、同字銅山、同字大干平、同字大峠山、同字西ノ入、同字桜石、同字大平、同字箱ノ倉口、同字長根下山、同字林沢山、同字桂畑山、同字降滝、同字古屋敷、同字矢ノ目沢山、同字大畑山、同字男ノ沢山、同字関根山、同字大窪山、同字黒瀬山、同字石原沢山、同字根本山、同字西治里山、同字上中山、同字若林山、同字越戸山、同字越口、同字谷地川、同字萱刈場、同字早稲薄、同字餓鬼鬼、同字館ノ越、同字悪焼沢、同字大水甲賀、同字大平山、同字畑山、同字冷田ノ沢山、同字宇津野越戸、同字長坂山、同字八森山、同字広面山、同字杉山上山、同字甘蔵道上山、同字鹿島崎山、同字長窪越戸、同字館ノ下山、同字龜岩尻山、同字七曲山、同字石釜、同字松留山、同字北原山及び同字林沢の区域

四 岩月町宮津字峠、同字打ノ入西、同字東山、同字芋畑ヶ沢、同字宝ノ木沢、同字分後沢、同字大志田、同字大窪、同字石山、同字南五郎引沢、同字南坪ヶ沢、同字富士ノ下、同字西カラシタ根、同字細畑根、同字堤尻、同字表山、同字勝負沢、同字中ノ沢、同字柳沢山、同字家ノ後山、同字中ノ沢山、同字羽黒山、同字壇居、同字細沢、同字東沢、同字堤尻、同字上ノ山、同字芋畑ヶ沢、同字泥蒲沢及び同字鉢森の区域

五 岩月町大都字ウイル坂、同字菖蒲沢、同字五貫沢、同字中山、同字吹屋沢、同字ヶヶ窪、同字鳥石、同字大平、同字三ツ石、同字ムクロ木及び同字妙賀沢の区域

六 関柴町関柴字下大窪、同字大窪、同字甘草畑、同字打ノ入東、同字蟹沢、同字蟹沢入、同字西打越、同字寺入、同字五倫、同字下打越、同字赤坂後、同字寺ノ後、同字打越、同字東打越、同字諏訪ノ上、同字入柴西、同字黒が沢、同字門光寺後、同字諏訪後、同字万太郎沢、同字墓ノ後、同字経塚、同字山口平、同字黒岩、同字滝ノ平、同字沼尻、同字北林、同字萱場山、同字金山沢、同字葉ノ木谷地、同字菅沼入、同字穴ノ沢、同字石宮、同字和尚段、同字死人沢、同字大悪場及び同字小悪場の区域

七 関柴町下柴字長光窪、同字糠敷沢、同字石堂沢、同字羽山堂、同字小鳴沢、同字雨沼、同字水無、同字狐窪、同字水出口、同字葭沼、同字北窪、同字西窪、同字二重平、同字収納平、同字日影、同字小白木沢、同字大野、同字雨ヶ作山、同字骨土入及び同字大門山の区域

八 熊倉町熊倉字高城下の区域

九 熊倉町都字大平(丙)及び同字泥浮曾根(丙)の区域  
 一〇 熊倉町新合字茂平作(甲)、同字石高山(甲)、同字菓釜(甲)、同字姥懐(甲)、同字三郎沢(甲)、同字三之伊羅(甲)、同字二之伊羅(甲)、同字一之伊羅(甲)、同字大廣沢(甲)、同字大窪(丙)、同字五郎平(丙)、同字纒ノ作(丙)、同字和佐大沢(丙)、同字水梨(丙)、同字一ノ岩(丙)、同字二三ノ岩(丙)、同字水沢(丙)、同字釜場(丙)及び同字峠(丙)の区域

一一 熊倉町雄国字萩平丙一五五二番地、同一五五三番地、同一五五四番地、同一五五五番地、同一五五八番地、同一五五九番地、同一五六〇番地、同一五六七番地、同一五六八番地、同一五六九番地、同一五七〇番地、同一五七一番地の一及び二、同一五七二番地、同一五九四番地、同一五九五番地、同一五九六番地、同一五九九番地、同一六〇〇番地、同一六一〇番地、同一六一二番地、同一六一三番地の一から四まで、同一六一四番地の一及び二、同一六一五番地、同一六一七番地の一から三まで、同一六一八番地、同一六一九番地の一及び二、同一六二七番地、同一六二八番地、同一六二九番地、同一六三〇番地、同一六三一番地、同一六三二番地、同一六三四番地、同一六三五番地、同一六三六番地並びに同一六三七番地の区域

一二 慶徳町松舞家字沢入、同字馬坂、同字伊勢ノ下、同字諏訪前、同字北沢入、同字南沢入、同字三ツ森山、同字藤倉、同字金山、同字ヌケ山、同字水林山、同字雷神山、同字墓ノ上、同字稲荷山、同字柳沢、同字東大平、同字所沢、同字蔵平、同字東高寺、同字大原口、同字鍛冶ヶ沢、同字二本木原及び同字成庄曾根の区域

一三 慶徳町豊岡字牛沢及び同字香隈山の区域

一四 慶徳町新宮字駿河、同字阿弥陀堂、同字雨乞峠、同字館ノ越、同字一ノ寺、同字虚空蔵森、同字三獄及び同字御獄の区域

一五 慶徳町山科字羽山、同字墓東、同字水上、同字杉沢、同字北条、同字沢山、同字八ヶ森、同字川原小山及び同字半在家の区域

一六 熱塩加納町加納字坪毛平乙八三番から乙八七番まで、乙九八番、乙九八番の二、乙九九番、乙九九番の口及び乙九九番のハ、同字川東大平山乙一〇二三番、同字川西黒岩山三番から四五番まで、四七番、四九番から一三六番まで、一五〇番から一五七番まで及び乙一〇二五番の一五八並びに同字三番乙一四三番の一及び乙一四三番の二の区域

一七 熱塩加納町相田字引地川原甲一三六五番、同字野辺沢山甲一一七一番の一から甲一一七一番の二まで、甲一一七一番の一四、甲一一七一番の一八、甲一一七一番の一九及び甲一一七一番の二二、同字平次岩甲一〇六八番から甲一〇七〇番まで、同字小屋平甲一一八六番から甲一一九一番まで、甲一一九四番、甲一一九七番から甲一一九九番まで、甲一二〇〇番の一、甲一二〇〇番の二及び甲一二〇一番、同字赤沢中甲一一七二番から甲一一七五番まで、甲一一七五番の二、甲一一七五番の三、甲一一七六番から甲一一八〇番まで、甲一一八二番、甲一一八三番及び甲一一八三番の乙、同字赤沢甲一二〇二番、甲一二〇三番、甲一二〇八番、甲一二一六番、甲一二一六番の乙、一三一四番及び甲一三二一番から甲一三三三番まで、同字小奈手場甲一三六六番及び甲一三六九番、同字冥加坂甲一三三四番、甲一三三五番の一、甲一三三五番の二及び一三三六番、同字狗山甲一三三七番、同字向山甲一三三八番から甲一三五五番まで、同字八森甲一三五六番及び甲一三五七番、同字西猿倉甲一三六二番、同字東猿倉甲一三六三番、同字横道甲七四一番の一、甲七四一番の二及び甲七四二番、同字赤沢向甲九九五番の一及び甲九九五番の口から甲九九五番のホまで、同字下萩平甲九九六番のイ及び甲九九六番の口並びに同字上萩平甲九九七番及び甲一三六四番の区域

一八 熱塩加納町熱塩字弥平沢山丙一四五三番の一から丙一四五三番の九まで、同字小赤沢丁一〇二番から丁一〇六番まで、丁一一九八番及び丁一一九九番、同字赤沢丙三三三九番から丙三三五三番まで、同字大松沢山丙番外一番の一から丙番外一番の一七まで、丙番外一番の一九、丙番外一番の二二から丙番外一番の二八まで及び丙番外一番の口、同字清吾曾根丙一四五〇番、同字オノバ丙一四五一番の一及び丙一四五一番の二、同字小松沢乙六九一番から乙六九九番まで、乙七〇〇番の一、乙七〇〇番の二、乙七〇一番から乙七〇四番まで、乙七〇六番、乙七〇七番、乙七〇九番から乙七一二番まで、乙七二三番の一から乙七一一三番の三まで、乙七一一四番の一から乙七一一四番の三まで、乙七一一五番及び乙七一一六番、同字小松沢山甲番外一番の一、甲番外一番の六及び甲番外一番の一四、同字松坂甲一一九一番の一並びに同字畑袋甲一一九二番の一の区域

一九 熱塩加納町米岡字北向丁二二七四番、同字中ノ沢丁二二五一番、同字沼ノ沢丁二二四一番及び同字日影丁二二三九番の区域

二〇 市町村の廃置分合の件(平成十七年総務省告示第八百五十四号。以下この項において「平成十七年告示」という。)による廃置分合前の耶麻郡塩川町の区域のうち、塩川町常世字離山、字東南沢、字中道地前、字赤羽根及び字下の沢並びに塩川町中屋沢字樋尻平、字刈麻山丙、字旗頭、字南唐沢及び字新圃以東の区域(国有林第八九林班の区域を除く。)

二一 平成十七年告示による廃置分合前の喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡山都町及び同郡高郷町の区域のうち、国有林野の区域

二二 都市計画法による用途地域(平成十七年告示による廃置分合前の喜多方市の区域のうち昭和六十三年喜多方市告示第四十一号による変更後の用途地域及

び平成十七年告示による廃置分合前の耶麻郡塩川町の区域のうち昭和六十三年塩川町告示第二十七号による変更後の用途地域  
 二三 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）に基づく磐梯朝日国立公園の特別保護地区

（農林総務領域農地利用調整グループ）

**公告第七号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十八年公告第七十二号）の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農林総務領域農地利用調整グループに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月四日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

表熱塩加納（耶麻郡熱塩加納村）の項を削る。

（農林総務領域農地利用調整グループ）

**公告第八号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十八年公告第二百八十六号）の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農林総務領域農地利用調整グループに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月四日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

表山都の項及び高郷の項を削る。

（農林総務領域農地利用調整グループ）

**福島県教育委員会**

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月四日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第二号**

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「喜多方市

耶麻郡熱塩加

喜多方市（塩

川町及び高郷

別表4の項中 納村 同 郡北塩原 を 町の区域を除く。）に、「耶麻郡塩川町 同 郡高郷村」

を 「喜多方市塩川町及び同市高郷町」に改め、同表5の項中 「耶麻郡塩川町」を 「喜多方市塩川町及び同市高郷町」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

（教育振興領域県立学校グループ）

**福島県公安委員会**

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月4日

福島県公安委員長 栗 野 章

**福島県公安委員会規則第3号**

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 喜多方警察署の部塩川交番の項位置の欄及び所管区の欄を次のように改める。

喜多方市塩川町	喜多方市のうち塩川町
---------	------------

別表第2 喜多方警察署の部熱塩加納村駐在所の項位置の欄及び所管区の欄を次のように改める。

喜多方市熱塩加納町	喜多方市のうち熱塩加納村
-----------	--------------

別表第2 喜多方警察署の部山都駐在所の項から高郷駐在所の項までの位置の欄及び所管区の欄を次のように改める。

喜多方市山都	喜多方市のうち山都町（相川駐在所の所管区を除く。）
--------	---------------------------

町字西原	
喜多方市山都町字相川	喜多方市のうち山都町（相川、早稲谷、一ノ木、朝倉に限る。）
喜多方市高郷町	喜多方市のうち高郷町

別表第3喜多方警察署の項所管区の欄を次のように改める。

喜多方市のうち幸町交番及び塩川交番並びに上三宮駐在所、熱塩加納駐在所、熊倉駐在所、山都駐在所、相川駐在所及び高郷駐在所の所管区を除く全域

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

（警務教養課）

### 福島県人事委員会

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年一月四日

福島県人事委員会

委員長 渡 邊 貞 雄

#### 福島県人事委員会規則第二号

#### 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中	須賀川市 須賀川市立大東小学校上小山田分校	須賀川市 須賀川市立大東小学校上小山田分校	須賀川市 須賀川市立大東小学校上小山田分校
川市	須賀川市立東山小学校 須賀川市立大東小学校上小山田分校		耶麻郡 北塩原村立山都町立山

方市 喜多方市立山都第二小学校  
喜多方市立高郷第三小学校

西会津町立高郷村立高

裏磐梯小学校  
裏磐梯中学校  
都第三小学校  
新郷小学校  
郷第三小学校

耶麻郡  
北塩原村立裏磐梯小学校  
北塩原村立裏磐梯中学校  
西会津町立新郷小学校

いわき市  
いわき市立入遠野小学校  
いわき市立入遠野中学校

喜 い

わき市  
いわき市立入遠野小学校  
いわき市立入遠野中学校

耶麻郡  
北塩原村立山都町立山

大塩小学校  
都第二小学校

耶麻郡  
北塩原村立大塩小学校

に改める。

別表第三いわき市の項の次に次のように加える。

喜多方市 喜多方市立高郷第一小学校

別表第三耶麻郡の項を次のように改める。

耶麻郡 磐梯町立磐梯第二小学校

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○平成十七年十一月二十二日付け定例第七百二十三号中

七二四	七二四	ページ	正 誤
上	上	段	
一七	一五	行	正
同 郡同 村長屋字長田一 三五番地先まで	安達郡白沢村長屋字長田一 八四番一地从り		
同 郡同 村長屋字長田一 三五番一地从り	安達郡白沢村長屋字長田一 八四番一地从り		誤

(採用給与グループ)